

【海外情報】「EU 森林戦略 2030」について

(要旨)

- ・ EU は、2030 年における炭素排出量 55%削減を目標とする政策パッケージ「Fit for 55」の一環として、「EU 森林戦略 2030」を策定。
- ・ 同戦略では、森林の経済的利用の推進、森林生態系の保全、モニタリングの実施を三本柱として、今後取り組むべき具体的な政策を列挙。
- ・ 具体的な施策としては、木材製品の長寿命利用の促進、木質バイオマスエネルギー利用の適正化、エコツーリズムの推進、天然林・原生林の保護、持続可能な森林経営の強化、30 億本の追加的植樹、森林所有者への経済的支援強化等。

1. 位置付け

- ・ EU は、2019 年 11 月に策定した「欧州グリーンディール」で、2050 年までに、最初の炭素中立大陸 (carbon neutral continent) となることを目標に設定。
- ・ 2020 年 9 月に、上記の目標を達成するためには、2030 年の炭素排出量を 1990 年比で 55%削減する必要がある旨の影響調査結果を公表。
- ・ これを踏まえて、EU は、2021 年 7 月に、55%削減の目標達成に向けた政策パッケージ「Fit for 55」を公表。同パッケージは、排出量取引制度の見直し、炭素吸収量に関する目標設定、再生可能エネルギーの目標設定、省エネ規制の強化、自動車への規制強化など、幅広い分野における法制度の見直しを提案。
- ・ 今回、「Fit for 55」の提案に直接含まれないものの、その一環として、森林関連の政策文書である「EU 森林戦略」も見直し。
- ・ 現行の「EU 森林戦略」は、2013 年に作成された後、2018 年にレビューを実施済み。

2. 概要

(1) 目的

- ・ EU における森林の質と量を改善するためのビジョンと具体的な行動を提示する。
- ・ EU における森林の保護、回復、強靱化の取組を強化する。
- ・ 欧州の森林を気候変動による極端で不安定な環境に適応させる。
- ・ これにより、森林の社会経済的機能を継続させ、地域の活性化を図る。

(2) 構成と内容

- ・ 森林の経済的利用の推進、森林生態系の保全、モニタリングの実施が三本柱。
- ・ 構成は以下の通り

(ア) 持続可能な森林バイオエコノミーの推進

- ① 木材製品の長寿命利用の促進（建設部門での木材利用による排出削減量の数値化、火災リスクや耐久性に関する誤解への対応、建築家へのインセンティブ付与等）
- ② 木質バイオマスエネルギー利用の適正化（カスケード利用原則の徹底、全木利用の抑制、燃料調達対象の制限、エネルギー利用への支援措置の見直し等）
- ③ エコツーリズム等木材以外の利用推進（非木材製品利用の国別プログラムの策定など）
- ④ 人材開発

(イ) 森林の保護・回復・拡大

- ① 天然林・原生林の保護（共通定義の設定、保護制度の確立等）
- ② 持続可能な森林経営の強化（混交林の造成、広葉樹種の活用、皆伐の抑制、根株の保護、土壌の保全、持続可能な森林経営に関する新たな指標の追加、閾値・範囲の設定等）
- ③ 植林の推進（30億本の追加的植樹（主に都市・郊外））
- ④ 森林所有者への経済的支援（共通農業政策（CAP）による支援拡大、生態系サービスへの支払いスキームの普及）

(ウ) 森林のモニタリング、報告、データ収集

- ・ 森林監視、報告、データ収集に関する新たな法制度の立案

(エ) その他

- ・ 研究・イノベーションの強化、市民社会の参画推進、既存政策との連携

（以上）

(参考)「EU 森林戦略 2013」の項目立て

○持続可能な森林経営による社会への貢献

- ・ 地方・都市におけるコミュニティへの貢献
- ・ 森林関連産業とバイオエネルギーにおける競争力と持続可能性の向上
- ・ 気候変動への対応
- ・ 森林の保護と生態系サービスの推進

○知識ベースの改善

- ・ 森林の現状と変化に関する知識の拡大
- ・ イノベーションの推進

○連携とコミュニケーションの確保

- ・ 森林の一貫した経営と理解の推進のための協働
- ・ 世界的規模での連携

(以上)

【林野庁仮訳】

EU 森林戦略 2030 (New EU Strategy for 2030)

1. はじめに

森林とその他の林地は、EUにおける土地面積の43.5%を占めており、欧州人の健康と福祉に重要な役割を果たしている。我々が呼吸する空気と飲む水は森林に依存しており、豊かな生物多様性と独特の自然システムは、世界中で発見されるほとんどの種の棲み処となっている。森林は、自然とつながる場所であり、我々が身体的・精神的健康を強化するのに役立っている。森林は、活発で豊かな地域社会を維持するために、中心的な役割を果たしている。

森林は、我々の経済・社会において、雇用の創出、食料、薬品、素材、飲料水などの供給により、極めて重要な役割を果たしてきた。何世紀もの間、森林は、文化遺産、職人的技量、伝統、イノベーションの結節点であり続けてきた。しかし、森林は、過去において重要であったと同程度に、我々の未来にとっても不可欠のものである。森林は、気候変動に適応・対処するにあたっての自然の味方（natural ally）であり、2050年までに欧州を最初の炭素ニュートラルな大陸とするために重要な役割を果たす。森林生態系を保護することは、動物性の疾病や世界的なパンデミックのリスクを低減することにもつながる。人類、地球、繁栄の健全な未来は、欧州そして世界で、健全で、多様性に富み、強靭性を有する森林を維持できるかにかかっている。

このような責務にも関わらず、欧州の森林は、（部分的には自然のプロセスであるが）人間の活動と圧力の増加により、重圧の下にある。森林面積は、自然のプロセスや新規植林、持続可能な経営、積極的な回復により、過去数十年間で増加した。また、いくつかの傾向が上向きとなり、森林保全の状態は改善している。これにより、EUにおける森林面積の27%は保護されているか又は最良の状態にある。気候変動は、欧州の森林に、特に、（限定的ではないものの）単一樹種、単一林齢の森林に悪影響を与え続けている。気候変動は、また、これまで隠されてきた、病虫害や汚染、病気などの破壊的な影響を悪化させる（森林の）脆弱性も明らかにしてきた。また、気候変動は、森林火災のレジームにも影響を与え、今後数年間で、EUにおける森林火災の規模と程度を増加させることにつながる。森林被覆の損失は、極端な気象現象と経済目的のための伐採の増加により、過去10年間で増加している。

この新たな「EU森林戦略」は、権限委譲（subsidiarity）の原則、入手できる最良の科学的根拠、「Better Recognition」の要件を踏まえつつ、これらの課題を克服し、我々の将来に向けて、森林のポテンシャルを解放しようとするもの

である。本戦略は、欧州グリーンディールに基づき、全ての生態系が再生され、強靱になり、適切に保護されることを確保しつつ、2050年までに持続可能で炭素中立（carbon neutral）な経済を実現するために、森林が中心的かつ多面的な役割を果たし、林業者と森林に関連するバリューチェーン全体が貢献することを認識するものである。本戦略は、2013年に採択され、2018年に評価が行われた「EU森林戦略」に置き換わるものである。

本戦略で提案された約束と行動は、「EU気候法」に掲げられた、2030年までに温室効果ガスを少なくとも55%削減するというEU目標の達成に貢献するものであり、「Fit for 55」の政策パッケージ（※本戦略と同時に発表）で提案された方法によって実施される。「EU気候法」によれば、2030年目標と気候中立目的を達成するために、EUの関連組織と加盟国は、速やかで予測可能な排出削減を最優先としつつ、同時に、自然のシンク（natural sinks）による吸収を促進しなければならない。温室効果ガスの排出と森林及び林産品による吸収は、「土地利用、土地利用変化及び林業に関する規制」の改正提案（※「Fit for 55」政策パッケージの一部）に定められた、差し引きで3.1億トンの二酸化炭素吸収の野心的な目標達成に重要な役割を果たす。本戦略は、成長力があり、健全で、多様で、強靱な森林を実現するための政策フレームワークを提供するものである。このような森林は、生物多様性に関する目標達成に貢献し、地方における安心な生活を支え、持続可能な森林経営に基づく「持続可能な森林バイオエコノミー」（sustainable forest bioeconomy）を支えるものである。「持続可能な森林バイオエコノミー」は、世界的に認識・合意され、多面的機能、森林の多様性及び持続可能性の3つの柱を考慮した、持続可能な森林経営のダイナミックなコンセプトに基づくものである。

この移行に成功するためには、特に、炭素の蓄積・吸収、大気汚染による健康への影響の抑制、生息地と種の損失の停止のために、現在よりも、広くて、健康で、多様な森林を必要とする。このことは、森林が、今後数十年にわたって、（良好な）生活環境を提供し、社会経済的な機能を果たすための前提条件となる。そのためには、負のトレンドを逆転させ、森林の状態を把握するモニタリングを改善し、森林の生物多様性を保護・回復して、森林の強靱性を確保する努力を高めなければならない。我々は、地域の経済と雇用を多様化するために、木材以外の森林に基づく経済活動を促進するとともに、木材の入手可能性も確保しなければならない。

森林に対する需要の高まりとその競合を踏まえれば、我々が使う木材の量は、持続可能性の範囲内に留め、カスケード利用の原則と循環経済のアプローチに従って利用されなければならない。そのような方法は、原油由来の資材から、炭素貯蔵と循環経済にとって高い価値のある長期的な循環資材・製品への代替を可能

とする。

EU 森林戦略は、急激に進む気候と生物多様性の危機の始まりに起草された。次の 10 年が極めて重要であり、本戦略は、規制的、金融的、自主的手法の融合により、2030 年に向けた具体的な計画を提示するものである。

本戦略には、欧州で強靱な森林生態系を確保し、森林が多面的機能を発揮できるようにするため、森林の保護・回復を強化し、持続可能な森林経営を促進し、モニタリングと効果的で分権化された計画を改善するための方策が含まれる。本戦略は、気候中立的な未来に向けて、森林に基づく持続的なバイオエコノミーを更に支えるため、化石燃料由来の資材・製品を代替する新たな資材・製品のイノベーションと普及を図るとともに、エコツーリズムなど木材以外の森林経済を促進する方策も提言する。本戦略は、持続的な再造林・新規造林に焦点を当て、2030 年までに 30 億本の追加的な植樹を行うためのロードマップも添付している。

本戦略において、欧州委員会は、全ての森林・土地の所有者・経営者による強固な関与、モチベーション及び貢献を踏まえて、野心的なビジョンを掲げている。生態系サービスの供給に当たっては、彼らの役割がカギとなり、適切に支援を提供する必要がある。本戦略は、特に民間の森林所有者・経営者を対象に、生態系サービスの提供に対して、特に資金的なインセンティブを導入することを目指す。

これらの施策は、加盟国のみならず、公的・私的な森林所有者と森林管理に携わる者との密接な協力に基づいて企画・実施される。それは、彼らが、EU で必要な変革と活発で持続的な森林バイオエコノミーの実現を可能とする者だからである。本戦略は、加盟国政府から森林所有者・経営者、森林関連産業、科学者、市民社会その他の利害関係者まで、全てのアクターと全てのレベルの政府の積極的な関与を求めるものである。

本戦略は、欧州の森林のみに焦点を当て、EU として、国連 2030 年 SDGs 目標、特に目標 15 への重要な貢献を行うことを目指しているが、森林関連の課題は本質的に世界的な課題であること、年間 1,000 万 ha の森林破壊が発生し、世界の森林面積は年間 470 万 ha ずつ減少し続けているという憂慮すべき状態にあることも認識している。欧州委員会は、森林の保護・回復、持続可能な森林経営に関する世界のパートナーとの密接な連携と、EU 産か第三国産を問わず欧州市場で販売される製品が世界の森林破壊に寄与しないものであることを確保するための法的提案の採択を通じて、2019 年の「世界の森林保護・回復に向けたコミニケ」の約束を完全に実施することを再確認する。EU の協力は、ガバナンス、持続可能性、バリューチェーンの合法性、生物多様性、地域住民の生活に対応する包括的アプローチを推進する。森林に対する高い野心は、EU が気候アジ

エンダをリードし、「世界生物多様性枠組」を含む 2030 年の EU 生物多様性戦略を実施する努力と整合的なものである。

2. 地域の活性化に向けた森林の社会・経済的役割の支持と持続可能性の範囲 内での森林に基づくバイオエコノミーの推進

森林と森林関連セクターは、地方における雇用確保や経済成長、市民の身体的・精神的健康に寄与するレクリエーション機能を含めて、多面的な社会経済的役割と便益を提供する。

EUには、1,600万人の民間森林所有者がおり、森林の40%はそれぞれ異なる公的所有スキームの下にある。2018年時点で、EUでは、210万人が従来の森林関連セクター（森林経営、伐採、製材加工、木材製品、コルク、紙パルプ）で働き、（年間）1,099億ユーロの付加価値を生み出している。これに加えて、120万人が木製家具の製造と書籍や新聞などの紙類への印刷に従事し、それぞれ（年間）250億ユーロ、（同）310億ユーロの付加価値を生み出している。2018年時点で、39.7万社が木材関連産業で活動しており、EU全体の製造業者の20%を占めている。これらの活動に加えて、印刷物の編集、木材による電熱供給、木材による建築など、森林に基づく拡大バリューチェーンは、グリーン経済における400万人の雇用を支えている。この数字は2008～2013年に20%減少したものの、その後は安定している。

持続可能な木質・非木質の素材・製品は、EUの持続可能な気候中立的経済への移行にとって、カギとなる。

持続的に生産された長寿命の木材製品は、特に、生物的プロセスにより発生したであろう炭素を自らの蓄積に追加することを通じて、炭素の蓄積と化石燃料由来素材との代替により、気候中立性の達成に貢献する。樹木は、伐採や自然死の時点で、例えば、火災、エネルギーのための燃焼、焼却、あるいは、長期間にわたる腐朽プロセスによって、大気中に炭素を放出する。炭素を蓄積する期間は、木質バイオマスを長期のライフサイクルを有する木質素材・製品に転換することにより、大幅に延長することができる。「LULUCF規則」は、加盟国が、森林のみならず、伐採木材製品の炭素プールにおける炭素ストックの変化を報告・算定することを求めている。この取組は、「Fit for 55」政策パッケージの一部として提案されている規則の改正により、更に強化される予定である。EUにおける伐採木材製品は、差し引きで、年間4,000万二酸化炭素トンの炭素シンクに相当する。また、資材代替効果により、年間1,800～4,300万二酸化炭素トンに相当する気候的な便益も生み出している。製品の寿命が長いほど、気候変動の緩和にとって有益である。このことは、加盟国のLULUCF算定・報告における差し引きでの吸収量を増やすことにつながり、更に、代替効果を通じて、他部門における排

出量の減少としても算定・報告される。

持続可能で炭素中立的な経済を築くためには、カスケード利用の原則に従って、特に、市場インセンティブにより、木材利用を最適化することが不可欠である。このことは、木材は、建築や家具などとして、炭素集約的で化石燃料に由来する素材・製品を代替することから、可能な限り、長寿命の素材・製品として利用すべきであることを意味する。但し、全ての木材がそのような目的に適したものではない。この分野における加工技術のイノベーションにより、生物由来素材・製品は、化石燃料由来の素材・製品よりも少ない炭素放出量で供給することを可能となる

短寿命の木材由来製品も、特に、化石燃料由来製品の代替において、一定の役割を有する。短寿命製品の生産やエネルギー供給に用いられる木材は、長寿命の素材・製品に適合しない木材や、製材工場での副産物や残滓、再利用された原料などの二次的木質バイオマスに依存すべきである。技術の進歩により、既に、木質バイオマスの残滓と廃棄物を循環的で革新的な素材・製品に加工することが可能となっており、これにより、生物由来製品の多様化と、新たな分野における気候変動に配慮したソリューションの提供が可能となっている。

循環経済の尊重も重要である。例えば、建設現場から廃棄場所まで、全ての木材由来製品をより良く使い、再利用し、リサイクルすることに優先順位を置くべきである。製品の循環性は、複数の使用目的のために、全ての木材由来製品が市場に留まる期間を長くすることを可能とする。

木材製品の供給は、欧州と世界における森林保全状況の改善と、森林の強靱性、気候変動への適応、多面的機能（の発揮）に向けた生物多様性の保護・回復と整合的でなければならない。高い生態的価値を有する木材は使うべきではなく、木材に基づくバイオエコノミーは、持続可能性の範囲内にとどめ、EUの2030年、2050年における気候変動と生物多様性保全の目標に整合的でなければならない。近年の研究で示された通り、短中期的には、2050年までに、伐採木材製品と資材代替による追加的な便益が、伐採の増加による森林の炭素蓄積減少を埋め合わせる可能性は低い。加盟国は、このリスクに注意すべきであり、このことは、各国の法に基づく責任でもある。

木材に加えて、森林は、食料からエコツーリズムまで、地方の経済と社会組織を支える重要で追加的な製品・サービスを提供する。欧州における全ての非木材製品の収穫による価値は、年間195億ユーロと推定されている。この金額は、1ha当たり77.80ユーロに相当する。収穫された非木材森林製品の86%は、個人消費に充てられている。

EU森林戦略は、持続可能な森林バイオエコノミー全体を認識し、促進することを目指しており、このことは、EUの気候変動と生物多様性に対する野心とも

相乗効果を発揮するものである。

2.1. 長寿命木材製品に向けた持続可能な森林バイオエコノミーの推進

森林関連セクターは、木材の持続可能な利用可能性と供給の範囲内で、循環的で長寿命の資材・製品のために、持続可能で合法に伐採された木材の生産を改善する相当の経済的ポテンシャルを有している。そのためには、川下の産業における需要を刺激するとともに、未来の森林資源に適合した森林経営手法と生産手段・手続きを推進することが必要である。

長寿命木材製品の需要を増やすためには、木材加工の流れを通じた投資が必要である。木材加工産業は、森林資源の変化・多様化に適応できるように、支援されるべきである。投資は、将来の生産の変動も見据えて、低品質の丸太やより多くの広葉樹樹種から、長寿命木材製品を生産することに焦点を当てるべきである。

この観点から、木材製品の最も重要な役割は、建設部門を温室効果ガスの排出源から炭素シンクに転換することである。このことは、「Renovation Wave 戦略」と新たな「欧州バウハウス」イニシアティブにも明記されている。欧州では、木材製品の市場シェア3%未満で、建築資材のごく一部を占めるにすぎない。欧州の建築資材は、エネルギー集約的で化石燃料由来の資材によって、大部分が占められている。欧州委員会は、2050年に向けて、建築物のライフサイクルにおける炭素排出を削減するためのロードマップを策定する。欧州委員会は、「建築製品規則」の見直しの流れの中で、木質建築製品とその他の建築素材による気候的便益を数量化する標準的かつ野心的で透明な方法論を開発する。

欧州で木材利用を促進するためには、火災のリスクや耐久性の欠如に関する誤解に対処すること、建築、使用及び廃棄の各段階における汚染とエネルギー消費の削減の観点から木材利用による複数の利点を認識することを含めて、需要側での取組が必要である。そのためには、建築技術者と建築家に対して、木材による建物の設計にインセンティブを与えるべきである。建築業者は、ライフサイクル思考と循環性の原則に従って、リスクプレミアムとビジネスモデルにおける木造建築の便益を考慮すべきである。

「新欧州バウハウス」に従って、建築、グリーンデザイン及び建設資材に関する研究とイノベーションを強化すべきである。研究分野には、特に広葉樹の低品質の木材をより多く使用する産業的な改善や、既存の木材をエンジニアードウッド製品の生産に再利用することを目的とするカスケード利用の促進と循環性の向上を含むべきである。特に、革新的な低炭素技術に資金を供給する「イノベーション・ファンド」は、木造建築を含む建築の革新的プロジェクトに支援を提供している。

規制のアプローチにも注意を払う必要がある。長寿命木材製品の生産拡大は、火災安全規則などの建築規制によって制約されている。これらの規制は、未だに、近代的な木造建築の技術的可能性を十分に反映していない。加盟国は、規制の導入に当たって、長寿命木材製品を好意的に取り扱うことができるよう、最良の科学的知識を反映させるべきである。例えば、建築と建設資材のエネルギー的・環境的パフォーマンスの反映、建設からリノベーション、解体までを含む建築物のライフサイクルにおける重要な時点をターゲットとした炭素吸収と循環性の向上に関するエコラベルの促進が考えられる。

炭素吸収に直接関連したインセンティブを通じて、後述の炭素農場（carbon farming）イニシアティブや炭素吸収認証フレームワークは、生物多様性目標を踏まえて、長寿命木材製品の生産・使用を含めるべきである。これらの個人レベルにおけるインセンティブは、EUの気候目標達成を補完・支持するものである。

2.2. バイオエネルギーのための木質資源の持続的利用の確保

木材由来のバイオエネルギーは、現在のところ、再生可能エネルギーの主要な供給源となっており、EUの再生可能エネルギー供給量の60%を占めている。2030年までに最低55%の排出削減を実現するためには、加盟国は、エネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に高める必要がある。バイオエネルギーは、エネルギーミックスの中で顕著な役割を果たし続けるであろうが、そのためには、カスケード利用の原則に沿って、欧州の炭素シンクと生物多様性目標、更には2030年に向けた持続可能性の範囲内での全般的な木材の入手可能性も考慮に入れつつ、バイオマスが持続的に生産され、効率的に使用される必要がある。

効果的な木質資材利用が不可能であっても、バイオエネルギーは、一次生産者、特に林家と農家の生活改善と地方における森林関連の経済機会の多様化に、一定の役割を果たし続けるだろう。バイオエネルギー市場からの追加的な収入は、森林所有者・経営者に対して、持続可能な森林経営の全ての段階で、収入確保を可能とし、土地からの定期的な収入を確保するための助けとなる。

木材由来バイオエネルギーの社会経済的便益と環境的持続可能性の双方を確保するため、2018年の「再生可能エネルギー命令」は、全てのエネルギー用バイオマスに関する持続可能性のクライテリアを含めている。このクライテリアは、現在、加盟国で施行されつつあり、欧州委員会は、現行の「再生可能エネルギー命令」の全般的な実施の文脈の中で、これらの措置が正確に導入されるよう密接なモニタリングを行う予定であり、必要に応じて、一定の措置を執る準備がある。

近年の科学的エビデンスと EU の気候変動と生物多様性に関する目標に照らし、森林由来バイオエネルギーの持続可能性に関する保証 (safeguards) を強化する必要がある。EU のエネルギー供給における木質バイオマスの利用に関する欧州委員会のレポートでは、過去 20 年間で木質バイオマスの全般的な利用量が増加しており (2000 年から 20% 増加)、これは、再生可能エネルギー目標の引き上げにも影響を受けているかもしれないと報告している。同レポートは、更に、異なる経営手法による生物多様性と気候変動への影響を比較して、両者に良好な影響を与える「ウィン・ウィン」の経営手法を明らかにしている。

「欧州生物多様性戦略 2030」は、木材由来バイオエネルギーの利用に伴う潜在的な気候的・環境的リスクを緩和し、気候変動へのポジティブな影響を最大化するため、欧州産か輸入品かに関わらず、エネルギー生産のために、樹木全体を使用することは最低限にすべきと述べている。

「Fit for 55」に含まれる「再生可能エネルギー指令」の改正提案は、別の具体的な取組を提示している。同改正案には、バイオエネルギーの持続可能性クライテリアの強化のために、その適用範囲と調達禁止区域を拡大することが含まれる。このことは、自然保護目的との齟齬が生じないように、原生林からの森林バイオマスの調達を禁ずるとともに、生物多様性の高い森林からの調達を制限することを意味する。

同提案には、また、温室効果ガスの排出削減クライテリアを既存施設にも適用するとともに、持続可能性と温室効果ガス削減に関するクライテリアの対象範囲を出力 5 MW 以上の施設にも拡大することが含まれる。

加えて、同提案には、バイオエネルギー政策の転換に向けた主要な原動力として、カスケード利用原則の実施を徹底することも含まれる。これにより、バイオマス原料市場への公平なアクセスを確保して、革新的で高付加価値の生物由来ソリューションと持続可能な循環型バイオエコノミーを発展させることを意図している。

同提案は、廃棄物ヒエラルキーとカスケード利用原則を考慮して、加盟国が、バイオマスのエネルギー利用に対する支援スキームを、バイオマス原料市場への不適切で歪曲的な影響と生物多様性への有害な影響を最小化するような手法で設計すべきであることも提案している。どのようにバイオマスにカスケード利用原則を適用するか、特に、どのようにエネルギー生産への高品質な丸太の利用を最小化するかについては、欧州委員会が法令を採択する予定である。

さらに、同提案は、製材用丸太、合板用丸太及び根株からのエネルギー供給に支援を行うべきではないとしている。

追加的な要素として、木質バイオマスのエネルギー利用を効率化するため、電力供給のみのプラントに対する支援を制限することも含まれる。

欧州委員会は、国別支援スキームによるバイオマス需給への影響、生物多様性と炭素シンクへの影響、市場歪曲の可能性に関する分析を継続する。また、欧州委員会は、森林バイオマスへの支援措置に対する更なる規制の可能性についても検討する。欧州連合の全般的な目標は、EUの再生可能エネルギーミックスにおける森林由来バイオエネルギーのシェアを持続可能性の範囲内に保ち、負の外部性をもたらす可能性を十分に緩和することである。

2.3. エコツーリズムなど木材以外の森林由来バイオエコノミーの推進

EUの森林は、コルク（世界生産量の80%）、レジン、タンニン、飼料、医療用芳香植物、果物、ベリー、ナッツ、根茎、きのこ、種子、蜂蜜、飾り物、野生鳥獣など、高価値の非木材製品を供給して、地元経済に恩恵をもたらしている。これらの製品は、森林の市場取引価値の20%を占めており、国又は地方の政府・アクターとの協力により、地域経済に追加的な収入源を創出する可能性を一層高めることができる。

このことは、特に、自然に関連するツーリズム部門にあてはまり、成長の可能性が高い。欧州のツーリズム部門は、COVID19により特に厳しい影響を受けたが、パンデミックは、近場でのツーリズムと混雑度の低い屋外自然環境の目的地に対するニーズを高めた。自然ツーリズムと自然由来生活サービス（nature-based wellbeing services）は、環境と関連法令に基づく収容能力を守るならば、生物多様性の保全と炭素ストックの保護を図りつつ、ツーリズム部門のグリーンな移行を加速し、地方に相当の収入機会を提供し、地方の生活を改善する機会となる。

非木材製品（の供給）による森林地域での地方社会と生産者組織に対する便益を確保するため、欧州委員会は、非木材森林製品の持続的な生産に関する調和的かつ総合的な地方別・国別プログラムの策定を推進する。

欧州委員会は、EUの森林エコツーリズムを推進するため、ツーリズム部門、森林所有者、自然保護サービス、エコツーリズムの基準・指標関連活動の間における協働活動を推進する。ツーリズム産業は、特に保護地域にある目的地の自然的価値に対して負の影響を与えることのないよう、森林経営者と密接に連携して、人類の健康に良好な影響を与える持続的なツーリズム製品を開発すべきである。

2.4. 持続可能な森林由来バイオエコノミーのための能力開発

森林が提供する多くのサービスの裏には、様々な技能を有する人々がいる。持続可能で炭素中立的な未来への移行に当たり、森林が多面的な役割を果たせるようにするためには、特に、適応的な再造林・新規造林・森林復旧を含む持続可能

な森林経営の専門家、建築家、エンジニア、デザイナー、食品専門家、データ専門家、化学者、エコツーリズムなどの人材が必要となる。それぞれのカリキュラム、知識及び技術を発展させることが重要である。

欧州委員会は、林業関係者に対して、「Pact for Skills」への参加を促す。この活動は、民間・公共の関係者に対して、具体的な活動を起こすように促し、インセンティブを与えるものである。民間・公共的林業関係者が林業セクターの人々に術向上・再教育の機会を提供する際は、大規模なパートナーシップや、地域的なパートナーシップ、三者協定、単一組織の約束など、様々な形態をとりうる。森林・林業関係者は、林業家への教育・訓練を今日の現実的な課題と必要性に適応させるため、Pactの下で連携するべきである。OJTを含む質が高く効果的な実習は、若い人々を森林セクターに惹き付け、持続可能な森林バイオエコノミーで働くために必要な技術を習得させるためのカギとなる。

「欧州社会ファンドプラス (ESF+)」は、加盟国が、林業セクターのプロフェッショナルに対して、持続可能な取組に向けた移行に必要な技術を習得させるために活用することができる。このファンドは、雇用と起業を促進するために使うことができる。また、同ファンドは、新たな企業は、エコツーリズムや生物多様性に関する教育プログラムなど、森林の産物とサービスの持続可能な利用から収入を得る新たな企業を通じて、雇用と起業を促すために活用することもできる。

欧州委員会は、「気候連携のための教育 (Education for Climate Coalition)」を通じて、野外学習の利点を含め、森林の役割に関する児童、学生、教師及び関係者の協力・連携を推進する。

(欧州委員会の取組)

- ①「建設資材規則」の見直しの一環として、最も進んだ動的な LCA 技術を反映させつつ、木質建築製品とその他の建築資材の気候的便益を数値化するための標準的で確固とした透明な方法論を確立する。
- ②「共通農業政策 (CAP)」の一環として、森林分野への支援を増やすため、森林に関連する施策の企画・実施に関する優良事例情報を共有する新たな手法を提供する。
- ③非木材の森林由来製品・サービスに対する Natura2000 のロゴ使用を推進する。
- ④現在開発中の「自然林業 (nature forestry)」のような生物多様性に親和的な取組を考慮しつつ、必要に応じて、「Taxonomy Climate Delegate Act」における林業とバイオエネルギーに関する技術的スクリーニング基準の補足、見直し及びアップデートを行う。
- ⑤世界観光機構と欧州の自然・文化遺産ネットワークと連携しつつ、ツーリズム

の専門家と林業家との新たな協力関係を構築する。

- ⑥各加盟国が、林業家の生涯にわたる支援・助言プログラムを設立して、教育・訓練プログラムを今日の森林の課題とニーズに適応させ、雇用機会を創出できるように、加盟国向けのツールキットを開発する。
- ⑦森林・林業関係者に対して、「Pact for Skills」の下で、技術パートナーシップを構築し、「欧州社会ファンドプラス」を活用して、林業における技能向上・再教育の機会を増やすように促す。

3. 気候変動と闘い、生物多様性の損失を反転させ、強靱で多面的機能を有する森林生態系を確保するためのEUの森林の保護、回復、拡大

気候変動と生物多様性の損失に照らせば、EUの森林の強靱性を強化するような適応的な森林回復と生態系に基づくマネジメントアプローチが緊急に必要である。このことは、森林が、将来世代に向けて社会経済的・環境的機能を発揮し、今後数十年間にわたり森林由来のバイオエコノミーを繁栄させるための前提条件となる。このことは、また、森林災害による社会経済的コストを回避し、国民や土地家屋を洪水、火災、がけ崩れから守り、炭素蓄積や吸収機能、清浄や空気や水供給、多くの種の棲み処など、人間の健康と幸福にとって重要な森林から提供される生態系サービスを保つためでもある。

森林の強靱性と適応性を高めるためには、森林の生物多様性を保護・回復して、生物多様性に配慮した森林経営手法を採用することが必要である。また、森林所有者・経営者がこの転換期に適切に支援されるのであれば、大きな経済的チャンスともなる。世界経済フォーラムによれば、森林の保全、回復及び持続可能な経営は、2030年までに、世界全体で1,900億ユーロのビジネスチャンスを生み出し、1,600万人の雇用を創出することが可能である。

更に、我々は、将来の森林に関する不確実性がある中、リスク低減に向けた確固としたアプローチを必要としている。気候変動の始まりは、森林の変化（の始まり）を意味する。欧州の植生区分は、高標高地へ、北方へと動き始めており、多くの場所で森林生態系の改変をもたらしている。このことは、ほとんどの森林が、気候変動によって強烈な影響を受けるか、気候変動への脆弱性を低減するための早急な経営上の対処が必要となることを意味する。

欧州の森林所有者・経営者は、既に、気候変動を強く認識しており、その影響を懸念している。このような意識を、適応に向けた具体的で十分な行動と、強靱性を高めるような森林の取り扱いへと転換させていく必要がある。そのためには、技術的な知見と情報のみならず、目標を明確にした規制的・資金的なインセンティブと支援を導入することが必要である。本戦略は、森林所有者・経営者の努力を支援して、優良事例広め、今後数十年間にわたりEUの森林を質・量とも

に高めることを目指している。

3.1. EUに残された天然林・原生林の保護

自然界が健全に生育する環境を保つため、「EU 生物多様性戦略 2030」は、EU の土地面積の少なくとも 30% を効果的な管理体制の下に置いて保護すべきであり、このうち 10% は、厳しい保護の下に置くべきであることを提案している。森林生態系は、この目標達成に貢献する必要がある。

全ての天然林 (primary forest) と原生林 (old growth forest) は、厳しく保護されなければならない。これらの面積は、EU の森林面積の約 3% を占めており、一般に、その区域は狭くて拡散している。天然林・原生林は、EU で最も豊かな森林生態系であるのみならず、大気中から炭素を固定しており、生物多様性と生態系サービスの提供に極めて重要な役割を果たしている。

まずは、天然林・原生林の場所を特定して、保護の仕組みを確立する必要がある。極めて高度で独特な生物多様性の価値があることを踏まえれば、遠隔地や海外領土にある天然林の保護も強化するべきである。厳しく保護された森林の状態を維持するためには、これらの森林における生物サイクルの動きを、人間による収集活動を可能な限り制限して、持続可能なエコツーリズムやレクリエーションの機会との相乗効果を見出しつつ、自然のプロセスのままにすることが不可欠である。

欧州委員会は、加盟国や関係者と協力して、2021 年末までに、天然林と原生林の共通の定義と厳しい保護の仕組みを定める。加盟国は、これらの森林のマッピングとモニタリングを終えて、保護の仕組みが適用されるまでの間、劣化が進むことのないよう、緊急に取り組むべきである。

3.2. 気候変動への適応と森林の強靱性のための森林回復と持続可能な森林経営の強化

生物多様性を保護・回復する森林経営の取組は、社会経済的・環境的機能を果たすことのできる強靱な森林を育てることにつながる。従って、全ての森林は、自然状態の違い、生物地理的区域、森林のタイプも考慮に入れつつ、十分に多様な状態となるように経営されるべきである。森林の生産性、木材生産、生物多様性、炭素吸収機能、健全な土壌及び気候への強靱性を同時に改善する「ウィン・ウィン」の状態を実現できる十分な可能性がある。森林生態系や種の多様性の向上と、森林経営に対する遺伝資源と生態系に基づくアプローチの採用は、長期的な適応の可能性と森林の回復・自己構築能力を高めることにつながる。

また、この文脈で、林分又はランドスケープのレベルにおける遺伝的・機能的に多様で種が混交した森林の創出・管理など、生物多様性と強靱性を支える経営

手法が不可欠である。その際には、単一樹種の造林ではなく、より多くの広葉樹種、そして、攪乱に対して異なる生物的・非生物的な反応と回復メカニズムを有する種を活用することが重要である。また、異なる林齢から成る森林や森林被覆が継続される林業 (continuous-cover forestry)、十分な量の枯死木、野生動物密度の管理、生息保護地域や生産林での除地の設定などの施業方法は、森林の長期的な環境的・社会経済的な成長能力を維持するのに役立つ。更に、地域全体での森林火災対応システムなど、森林に関連するリスク管理手法は、森林の火災や病虫害に対する強靭性を高め、他のプラスの波及効果ももたらす。このような手法は「保険」となり、変わり得る不確実な未来に向けて、森林が完全かつ多面的な産物やサービスを提供し続けることを助けることになる。

逆に、地上の生物多様性に影響を与えたり、根系や土壌の炭素を失ったりするような手法には、注意が必要である。そのような施業方法には、皆伐が含まれる。皆伐に対しては、特定の種の必要性を含む環境的・生態系的な懸念を考慮しなければならない。これらの手法は、適切に正当化される場合のみ、実施されるべきである。更に避けるべきは、根株の除去である。根株は林内に残すべきである。鳥類の巣作りの時期に伐採を行うには、「鳥類指令 (Birds Directive)」に従わなければならない。

森林土壌への配慮は、特に重要である。樹木と土壌の間には、強い相互依存関係がある。樹木が健全に成長するためには、根系が土壌から全ての不可欠な要素と栄養分を取得しなければならない。従って、土壌の特性と土壌生態系の機能の保護は、健全で生産性の高い森林の育成にとって、根本的に重要である。例えば、土壌の踏み固めなど、環境に対する負の影響をもたらす機械類の使用は、避けるべきである。

上述の持続可能な原則や手法は、持続可能な森林経営の文脈で、既に、多くの欧州の森林所有者・経営者によって実践されており、今後、持続可能な森林経営の骨格ともなるべきものである。

(生物多様性を保護・回復する森林経営の事例)

- ・ フォレスターの国際ネットワークは、経験、実践、知識及び研修を共有するために設立され、森林生態系の自然プロセスに基づく強靭な造林手法に向けた転換を進めている。例えば、単木毎又は一定の集まり毎での樹種の混植、天然更新又は小規模な植栽地の多様化、皆伐を可能な限り避ける連続森林被覆、林分の段階的な異齢林化、単木毎又はグループ毎での管理、生物多様性を維持する能力の向上などである。
- ・ INTEGRATE ネットワークは、欧州の国々の代表から成る組織で、政策、実践及び研究のレベルで、自然の保全を持続可能な森林経営に統合させようとして

いる。

- ・ドイツでは、「Waldumbau」の手法が、生物多様性と気候変動への強靭性を高めるように森林を再構築するために用いられている。Waldumbauは、風倒木や病虫害等の攪乱に対して、再植林又は同様の被害を避けるための予防的措置として実施される。その目的は、複数の種と樹齢から成る、より自然な構造・ライフサイクルの構築である。Waldumbauは、また、森林とその炭素吸収機能を保護にも役立つものであり、森林所有者・経営者が転換期に適切に支援されるのであれば、大きな経済的な機会をもたらす可能性がある。

持続可能な森林経営に対する共通理解は、「汎欧州森林保護閣僚会議（Forest Europe）」で合意されており、自主性原則、ガイドライン及び指標から構成されている。この指標は、各国の森林の進展状況をモニターするために活用されている。持続可能な森林経営とは、「森林を、生物多様性、生産性、更新能力、健全さを維持し、現在と将来にわたって、地域、国、地球レベルで、関連する生態的、経済的、社会的機能を果すポテンシャルを維持し、他の生態系に影響を与えないような方法で森林を管理（stewardship）・使用すること」を意味する。

新たな課題とニーズに対応し、EU共通の気候・生物多様性目標の達成に向けた森林の果たすべき役割を踏まえれば、持続可能な森林経営の枠組みは、更に促進されなければならない。特に、生態系の健全性、生物多様性、気候変動に関するクライテリアは、異なる経営アプローチとそれによるEUの森林全体への影響を特定・比較できるようにするスクリーニングの手段となるようにする必要がある。持続可能な森林経営は、既に、枯死木や種の多様性など、関連するいくつかの指標をカバーしているが、望ましい状態に関する閾値（threshold）や範囲までは定められていない。

このため、欧州委員会は、Forest Europeの持続可能な森林経営のクライテリアを踏まえて、加盟国とともに、また、様々な森林関係者と協力して、健全性、生物多様性、気候目的など森林生態系の状態に関する持続可能な森林経営の追加的や指標や閾値・範囲を明らかにする。欧州委員会は、加盟国との協議を通じて、分権性の原則を尊重しつつ、自主性を基本として、EU域内における森林の全般的な持続可能性をより良く理解し、気候、生物多様性及び循環経済に関するEU目標に対する持続可能な森林経営の貢献を示すために、どのように、これらの指標を活用できるかについて協議を進める。

この指標、閾値及び範囲は、必要な柔軟性も確保しつつ、これまでの成果を踏まえて、森林の多様性、生物地理的地域及び森林のタイプも考慮すべきである。近自然林業（closer-to-nature forestry）のガイドラインは、欧州委員会によって作成され、持続可能な森林経営の指標と新たな閾値に関する取組にも提供さ

れる。この取組は、新たな EU 森林ガバナンスの枠組みを通じて、加盟国との連携・協力の下で実施される。

欧州委員会は、加盟国が策定したガイドラインに基づき、影響分析と関係者の関与の下に、「近自然自主的認証スキーム」を設立して、生物多様性に親和的な多くの取組が EU の品質ラベルから便益を受けられるようにする。

欧州委員会は、「EU 生物多様性戦略 2030」の実施の一環として、生態系回復に関する法的文書を提案する。同文書は、特に炭素の吸収・蓄積、自然災害の防止・抑制に高いポテンシャルを有する生態系をカバーするものである。この文書には、EU の自然関連法制で設定された、森林回復に関する目標も含まれる。

気候変動への適応に当たっては、森林の適応的な回復と生態系に基づく管理の取組に加えて、災害の抑制、防止、対応と災害後の森林復旧への投資を必要とする。必要となる資材や工事の前に、気候に関連する被害を抑制して、森林の強靭性を高めるための全てのことを行わなければならない。また、災害への対応と災害後の復旧への支出には、少なくとも、上述の森林の強靭性を増す管理手法に従って、「より良い回復・再造林」の条件が付されるべきである。

森林を気候変動に適応させ、気象災害後に森林を回復するためには、(苗木等の) 大量の森林更新資材 (forest reproductive material) が必要となる。このためには、生態的原則を踏まえつつ、気候変動から影響を受けにくい林業 (climate-proof forestry) が活用できる遺伝資源を確保して、持続的に使用する努力が必要である。即ち、そのような更新資材の生産と入手可能性の増加、将来の気候条件に向けた適応性に関する情報の提供、森林樹種の移植に関する原則と手法に関する研究の支援、国境を超えた生産と移転の協力などである。欧州委員会は、森林更新資材に関する法令を見直して、将来の気象条件に適合した森林更新資材の生産促進に向けた手法を追加する。研究とイノベーションや、将来の条件に適合したな種・原産地の試験・選択も、促進すべきである。

最後に、欧州委員会は、加盟国と連携して、外来種やキクイムシ等の病害虫の影響を含めて、欧州の樹木の健全性に関するモニタリングを実施し、早期発見・駆除に向けた予防的手法を推奨する。これらの手法には、リスクのある地域の特定、優良事例の共有、植物防疫措置への支援と協力、生物多様性に配慮した生態的原則に照らして生物多様性に配慮した革新的で持続可能な植物保護手法の開発が含まれる。

3.3. 生物多様性の高い森林の再植林・新規植林

自然遷移に伴う自発的な森林の成長は、EU の森林面積を増加させる主要な原動力となっており、そのほとんどが農業と地方での土地放棄に関連している。しかしながら、積極的に持続的な再植林、新規植林及び植樹により、EU の森林面

積と樹木被覆を拡大させる可能性はある。

このことは、主に都市部・郊外部（都市公園、公共・私有財産上の樹木、建物とインフラの緑化、都市庭園等）と農業地域（土地の放棄、アグロフォレストリー、牧林地、景観の特徴、生態的コリドーの設置など）に関連している。新規植林は、林業分野で最も有効な気候変動・災害リスク緩和のための戦略である。種子の採取・培養、苗木の植栽、苗木の育成等を通じて、雇用機会の創出にもつながり、地域社会に社会経済的便益も提供することから、この可能性を十分に活用することが重要である。また、緑地・森林に囲まれることは、人間の身体的・精神的健康にとっても、大いに有益である。

「EU 生物多様性戦略 2030」は、生態的原則を十分に考慮して、2030 年までに 30 億本の樹木を追加的に植栽することを約束している。このイニシアティブは、EU における森林面積の差し引きでの増加面積が減少しつつある傾向に対応するものである。長期的には、EU の森林面積と土地による炭素吸収・蓄積の増加に貢献するものである。また、社会の認識とコミットメントを高め、2050 年までに最初の炭素中立的な大陸になるという目標の達成、生物多様性の回復、循環型経済の実現にも貢献する。本戦略には、適切な木を適切な場所に適切な目的で植栽・育成する原則に基づき、この目標を実施するためのロードマップが含まれる。

（2030 年までに 30 億本の追加的な植樹を行うためのロードマップ）

このロードマップは、樹木の植栽、計数、モニタリングの明確な基準を定めるものである。これには、ウェブサイト、樹木カウンター、近自然林業のための生物多様性に配慮した新規植林・再植林のガイドライン策定、追加的な要素をどのように開発するかに関するタイムライン、そして、優良事例共有のためのプラットフォームが付随する。

ロードマップには、目標達成に向けた進展状況をフォローするために不可欠な強固なモニタリング活動が含まれる。これは、欧州委員会と欧州環境機関の経験を踏まえたものとなる。欧州委員会と欧州環境機関は、モニタリングのデータに基づき、現在の傾向と進展状況を調査する。国、地域、地方レベルでの植栽約束に関する情報をまとめるため、大気汚染測定技術などの技術的な手法との相乗効果も追及する。

3.4. 森林所有者・経営者に対する EU 森林の質的・量的改善に対する資金的インセンティブ

森林の保護・回復の強化と生物多様性に配慮した持続可能な森林経営は、正しいことであり、数十年にわたって、森林の強靭性と生産能力を確保するものであ

る。しかしながら、このことは、欧州における主要な森林の育成者である森林所有者・経営者の意欲、協力、そして行動がなければ、実現しない。行うべき正しいことは、経済的にも実行可能でなければならず、優良事例は、このことは正しいことを示している。

公共的に所有されている森林では、EUの気候と生物多様性に関する共通目標の達成と気候中立的経済への移行を確実にするために、加盟国が、森林の保護・回復の努力を強化することが適当である。本戦略は、過去10年間、EUにおける土地、特に森林からの差し引きでの吸収量が低下している傾向に対処しようとするものである。この傾向を逆転させることは、EUの気候・生物多様性目標を達成して、森林が多面的機能を果せるように、森林の気候変動に対する強靱性を確保するための前提条件である。このことは、森林の保護・回復、土壌を含む森林生態系に炭素を保持する持続可能な森林経営の推進、木材のカスケード利用の第一義化、森林の更新と持続的な再植林・新規植林など、本戦略で示された一連のイニシアティブを必要とする。

しかしながら、民間の森林所有者・経営者、特に小規模所有者は、日常生活のために直接的に森林に依存しており、彼らの主要な収入源は、木材の供給による。他の便益、特に生態系サービスの提供は、ほとんど又は全く報われることがない。この現状は変えなければならない。森林所有者・経営者は、木材と非木質資材・製品に加えて、森林の保護・回復を通じた生態系サービスを供給するとともに、気候変動と生物多様性に配慮した森林経営手法を通じた森林の強靱性向上を可能とするような、原動力と資金的インセンティブを必要としている。このことは、想定よりも早く気候変動の深刻な影響を受けている欧州の一部地域や、森林災害により収入、生計、生命までも失った地方において、特に重要となる。

生態系サービスに対する公的・私的な支払いスキームの優良事例は存在する。(例えば、飲料水の保護、炭素吸収、生態系保全など。)森林生態系サービスの供給に向けた公的・私的な市場の更なる発展に向けた選択肢と技術的な手法・条件については、EUの支援により、研究が進められている。この研究は、どのようにすれば生態系サービスへの支払いをEUの資金プログラムに導入できるか、という点に関するLIFEの関係者との準備的な行動によって補完され、生態系サービスに対する既存の国別支払いスキームからの教訓も含まれる。

(生態系サービスに対する公的・私的な支払いスキームの例)

- ・フィンランドのMetsoプログラムは、森林所有者による生物多様性のための土地の留保(set-aside)に支払いを行っている。支払い金額は、土地の価値と留保の期間による。
- ・クロアチアの税金制度では、経済活動を行う自然人・法人で40万ユーロの収

入がある者から、収入の0.0265%を徴収している。特別の国家ファンドから森林所有者に、森林生態系サービスからの便益に対して、森林経営計画に従って森林面積に応じた金額を支払っている。

- ・フランスのLaben Bas Carbonスキームでは、温室効果ガスの排出を、フランスの森林における環境サービスへの資金的支援で、オフセットすることが可能。
- ・ポルトガルでは、2019年に、二つの自然公園で森林生態系サービスへの支払いに関するパイロットプログラムを立ち上げ。ユーカリ植林地の再天然林化、土着樹種の植栽、非木材製品の開発などを実施。
- ・ドイツでは、連邦の水関係法規により、森林所有者に対して、地下水保護地域における施業制限に対する補償を支払い。
- ・WWF 地中海が開発したコルクイニシアティブの一環として、民間の飲料会社が、生産工程で使用した帯水層の保護のために、森林所有者に資金を支払い。

EUの政策に関しては、「共通農業政策（CAP）」が、既に、国別の「地方開発プログラム」を通じて、特に気候関連リスクへの適応と強靱化に関して、森林や森林管理に資金的支援を提供している。2014～2020年には、CAPの林業関連施策で、EUの政策目標達成への支援として67億ユーロがコミットされた。そのほとんどが、新規植林（27%）、森林火災・災害の予防（24%）、強靱性・生態社会的機能への投資（19%）となっている。しかしながら、林業施策への活用レベルは低く、プログラムの実施期間を通じて、減少してきた。これは、例えば、資金支援を申請するための事務手続きに関する知識の不足と、支払額の魅力の低さ、助言サービス等による能力開発支援の欠如、山林火災、土壌侵食、病虫害及び洪水のリスクを低減するための森林による気候変動への適応活動・手段の実施に関するガイダンスの不足などによる。

新たなCAP（2023～2027年）では、各国のニーズと特徴に応じて、森林関連活動のデザインに柔軟性を高めるとともに、煩雑な行政手続きを減らし、欧州グリーンディール、国別の森林政策、EUの環境・気候法制の間におけるリンクと相乗効果を確保することとしている。欧州委員会は、本戦略の目的に利用可能な地域開発ファンドの活用も増加させる。

2023～2027年におけるCAP戦略プランに関する加盟国への勧告は、森林への適切な配慮を促しており、各加盟国は、森林と林業セクターに対する特定の勧告を受け取っている。勧告は、主に、持続可能な森林経営と持続可能な再造林・新規造林の推進、多面的機能と炭素シンクとしての森林の役割の促進、生息地と種の良好な状態を確保するための森林の保護と森林生態系の回復、気候変動に対す

る森林の強靱性の構築、地方における社会経済開発の促進を目的としている。

加盟国レベルでの CAP 戦略プランの策定に森林関係者を巻き込むために、加盟国は更なる行動をとらなければならない。欧州委員会は、森林関連活動を企画・実施するための優良事例に関する情報共有手段を提供して、加盟国の専門家での交流を促進し、資金の適切な活用に関する説明ツールを提供し、既存のイニシアティブを含めた地域・地方でのネットワーク構築を支援する。

EU の気候と生物多様性に関する野心に照らして、加盟国は、自国の状況に応じて、森林所有者・経営者に対して、フィンランドの Metso プログラムと同様に、必要な費用と逸失利益をカバーできるよう、生態系サービスに係る支払いスキームを立ち上げるべきである。また、加盟国は、生物多様性に配慮した再造林・新規造林への投資、アグロフォレストリーや環境と気候関連の目的に向けた非生産活動への投資をカバーできるよう、例えばアグロフォレストリーや地域開発支援等を通じて、炭素農場 (carbon farming) の普及を加速するべきである。欧州委員会は、加盟国を支援するため、生態系サービスへの支払いスキームの開発に関する助言と技術的ガイダンスを提供する。

欧州委員会は、また、「Farm to Fork」戦略で示した通り、「炭素農場 (carbon farming) イニシアティブ」を採択する。これは、森林所有者・経営者を含む土地経営者の供給する気候的便益を踏まえて、彼らによる気候と環境を配慮した取組を報いるグリーンなビジネスモデルを推進するものである。緩和の努力に対しては、インセンティブのための支払い又は取引可能な炭素認証の発行を通じて報酬が与えられ、これにより、炭素の吸収・蓄積につながる持続的な活動を実践する農業者、林業者又は土地管理者に対して、新たな収入源を提供する新たなビジネスモデルを創出する。

炭素農場スキームは、公共政策と民間イニシアティブによって推進される。加えて、公的な支援は、国別支援ガイドライン、特に現在見直し中の EU の農業・林業ガイドラインの下で、国からの支援を行う形態が想定される。EU の農業・林業ガイドラインには、森林生態系の強靱性と環境価値を改善するための投資支援や、森林による環境・気候サービスや森林保全に対する支援など、幅広い林業関係の施策が含まれる。欧州委員会は、どのようにして、国家予算を林業施策に仕向け、国別支援ガイドラインの次期改訂で、国家予算の目標を生態系サービスの向上に設定できるかについて、検討を行っている。

更に、民間イニシアティブは、市場取引可能な炭素認証の発行を通じて、炭素農場スキームに資金を提供することができる。受益者は、実績に応じた支払いを受けることにより、生態系サービスの提供など気候や環境の目標に向けて、関連資金をより多く使うことができる。従って、炭素農場は、現行戦略に含まれる目標の達成と実施のための一つの潜在的手法となり得る。

欧州委員会は、更に、「循環経済行動計画」で示した通り、炭素吸収の認証に対する規制枠組みを開発中である。

森林が多い地方と自治体のネットワークは、地方の長期ビジョンの文脈で、森林地域の人々に発言の場を与え、主要なイニシアティブへの関与を確保し、EU全体にわたる森林地域の現実とニーズを反映させるのに役立つ。

(欧州委員会の取組)

- ①2021 年末までに、森林生態系を含む生態系回復に関する法的文書を提案する。
- ②2021 年末までに、定義、マッピング、モニタリング、厳格な保護を含む、天然林と原生林の定義に関するガイドラインを策定する。
- ③幅広い森林関係者と協力しながら、加盟国とともに、持続可能な森林経営の追加的な指標とその閾値・範囲を設定して、どのように活用できるか検討する。2023 年第一四半期までに、自主的な形で開始する。
- ④2022 年第一四半期までに、生物多様性に配慮した新規植林・再植林のガイドラインを策定する。
- ⑤2022 年第二四半期までに、近自然林業の定義を策定して、ガイドラインを採択する。また、2023 年第一四半期までに、近自然森林経営の自主的な認証スキームを立ち上げる。
- ⑥気候変動への適応と強靭性に関する優良事例に関するガイダンスを提供して、情報交換を促進する。特に、気候 ADAPT プラットフォームを活用する。
- ⑦2022 年末までに、森林更新資材に関する法令の改正案に、将来の気候条件に適した森林更新資材の生産・販売を促進する手法を追加する。
- ⑧将来の CAP (2023~2027 年) やその他の EU 資金関連文書 (Cohesion Policy、LIFE、Horizon Europe、EU 超域協力プログラム等) により、欧州グリーンディールの目標に関連する森林関連活動を推進する。特に、生態系サービス支払いスキームの構築と炭素農場の普及を推進する。
- ⑨2021 年 11 月までに、生態系サービス支払いスキームの開発に関する助言と技術的ガイダンスを提供する。
- ⑩2021 年末までに採択される炭素農場と炭素吸収認証のためのアクションプランにおいて、森林関連の収入スキームを推進する。
- ⑪更なる政策改善の道を明らかにするため、林業者による公的資金の活用に関する行動科学面での調査を実施する。
- ⑫公共の利益となるサービスに適切な公的支援を提供するため、現行の EU 法規と国別支援ガイドラインにおける支障を明らかにして、対処する。

4. 戦略的な森林のモニタリング、報告、データ収集

今日、EUにおける森林の状態、その社会経済的価値、そして、森林が直面する危機と森林が提供する生態系サービスに関する情報は、断片的になっている。2007年に「森林フォーカス規則」が失効してから、(森林に関する)包括的な報告要件は定められていなかった。更に、リモートセンシングデータと地上関連データの使用には、課題がある(例えば、相互運用性の欠如、共通の定義、データ解釈の曖昧さ、長期の比較可能な高精度な時系列データの欠如、Copernicus(※EUの地球観測プログラム)からの標準的林産物に関するデータの制約)。また、森林に対する計画の策定も不十分である。森林計画は、EUにおける森林の多面的機能、特に、気候変動の緩和と適応、森林の生態学的状態、森林被害の予防と制御、様々な社会経済目的のための森林バイオマスの需給に関する包括的な姿を調和のとれた形で提示するべきものである。持続可能な森林経営に関するより詳細な指標と気候変動や生物多様性に関する指標と閾値の必要性和合わせて、このことは、一方で、加盟国が、EUの気候中立的経済への移行に当たり、森林と森林に由来するバイオエコノミーに大きく依存することにEUレベルで合意した状態に導くものである(※意味不明)。

他方、いくつかのモニタリング・報告メカニズムはあるが、戦略的なフレームワークは存在しない。このため、これらのメカニズムを一つにして、EUが正しい方向にあり、森林が多面的な需要と機能を実際に満たすことができることを加盟国とともに示すまでには至っていない。加盟国における国レベル、可能な場合には地域レベルでの戦略的な森林計画は、信頼のできるモニタリングとデータ、EUレベルでの透明なガバナンスと調和のとれた情報交換に基づくべきであり、共通に合意されたEUの目標達成、特に、炭素中立的経済への移行と生物多様性と循環経済の目標達成のために必要である。これらの目標には、「LULUCF規則」の改正提案に定められた吸収量目標が含まれる。

このため、欧州委員会は、影響分析の結果も踏まえて、「森林監視、報告、データ収集枠組み」に関する法的な提案を提出する。これにより、EU全体での森林モニタリングの枠組みを立ち上げ、リモセン技術と地理空間データを地上での観測データと統合的に活用し、モニタリングの精度を向上させる。この提案には、影響分析と協議を踏まえて、また、分権原則を尊重しつつ、各国又は地域の当局による「森林戦略計画」の策定も含まれる。この提案は、本件に関する加盟国の能力を十分に尊重して、より効果的な連携に向けた枠組みを設立するものである。

モニタリングは、気候変動の影響、生物多様性、健全性、被害、外来侵略種、森林経営、多様な社会経済目的のためのバイオマス利用など、EUの優先政策に関連する事項に関する定期的で頻度が高くコスト効率的な報告とデータのアップ

データに焦点を当てるべきである。モニタリングは、空間的・時間的に高い精度で行われなければならない。森林における自然攪乱のスピードは速いため、時系列データが特に重要である。この枠組みは、EU 宇宙プログラムの助けを借りて、ガリレオ（※EU の地球衛星ナビゲーションシステム）とコペルニクスのサービスも活用しながら、プロセスを改善すべきである。

EU 統一モニタリングのパラメーターと収集・報告すべきデータは、「単一デジタルターゲットウェイ」規則で定められた「ワンストップ原則」を尊重しつつ、国・EU レベルでの既存の指標とモニタリング制度（例えば、欧州森林火災情報システム）を活用して定めるべきである。新たなモニタリングのパラメーターと指標は、加盟国との協議、専門家のサポート、研究等の手法を通じて検討され、モニタリングシステムで統一される。新たなモニタリング枠組みは、デジタル空間モデルの形で、EU の「Destination Earth イニシアティブ」も活用する。このことは、複数の相互に関連したテーマ領域における地球システムモデリングとデータシミュレーションの新たな一歩と見ることができる。

「欧州森林情報システム（FISE）」は、欧州における森林データ統合の中心的な存在となる。従って、（上述の）統合的な森林モニタリングシステムは、この情報システムの下に構築され、これを通じて成果を利用することが可能となる。世界の森林における森林減少・劣化と関連する要因に関する欧州委員会の EU 観測所（Observatory）は、Earth Observation に基づく森林モニタリングツールを開発する。このツールは、コペルニクスによって事業化され、FISE の統合森林モニタリングシステムに統一されるかもしれない。

既に入手可能なリモートセンシングデータ等からの指標に基づき、主要な指標に関するダッシュボードが作成され、毎年アップデートされる。EU の森林のリスクと急速な変化を踏まえて、森林の攪乱とリスクアセスメントのアップデートが、年次報告の一部となる。ダッシュボードは、一元管理するのに時間がかかる指標について、6 年毎に作成される。このことは、国連 SDGs や第 8 回環境行動プログラム、欧州セメスターなど、通常のモニタリングプロセスにも貢献する。将来の欧州における森林科学のパートナーシップは、これらの報告書作成に関与する。一般向けサマリーが、上述の全ての FISE 報告書に対して作成される。科学に基づく知識と情報が、誰にでもアクセスできるようにすることが重要である。森林所有者・管理者、市民社会、地元の活動グループは、欧州の森林に対する関心を高めるため、これらの報告書を活用して、それぞれの国又はコミュニティで、一般向けの情報セッションを開催することが奨励される。

市民とコミュニティは、2030 年までに少なくとも 30 億本の樹木を植栽する約束への貢献として、MapMyTree のウェブサイトを通じて、植栽された樹木のモニタリングにも関与する。専用のプラットフォームを通じて、樹木の植栽と管理

に関する実務的な助言が提供される。

加盟国の政府又は地域当局は、分権原則を踏まえて、「戦略計画」を策定する。この計画は、今後10年、30年、50年後に向けて、加盟国の森林及び森林関連セクターに対する戦略的ビジョンを提示するものである。計画は、欧州委員会の承認を必要とするものではないが、比較を可能とし、EUの森林の現状、変化、将来に関する包括的な姿を提示するため、加盟国と協力し、影響分析と関係者の関与を踏まえて、共通事項と一般的な事項を含む形で策定される。

EU生物多様性戦略に従って、森林経営計画（FMP）でカバーされる森林面積のシェアは、公有森林の全てと民有林での増加を目指すべきである。このこと（森林経営計画の策定）は、森林所有者・経営者が、EUの政策目標と戦略的優先事項を国レベル・地域レベルで、現実実態に落とし込むことに役立つ。森林経営計画は、森林に関連するリスクとそれへの対応策を含むのみならず、生物多様性に関連するデータも統合するものである。欧州委員会は、EUの森林モニタリングに関する新たな法的規制の準備に当たり、過去の森林戦略の経験を踏まえて、森林経営計画に含むべき要件と指標の比較分析を行い、加盟国と協力しながら、森林経営計画が、本戦略における気候、生物多様性、バイオエコノミー、社会的・地域的发展の目標と合致したものとなるよう、指標を追加することも検討する。その際には、森林経営計画の策定に当たり、林業家に対して、どのように支援・助言すべきかについても検討を行う。

新たな法的枠組みは、セクション6で掲げた、より多様で一貫したEUの森林ガバナンス枠組みの下、包括的なガバナンスシステムによりサポートされる。包括的なガバナンスシステムの一部として、森林モニタリングと森林計画の主要な専門家とネットワークから成る特命グループが設置され、モニタリングのための共通方法論と指標の特定・設定、ワークプログラムの作成、研究ニーズと進展の確認に対して助言を与える。

（欧州委員会の取組）

- ①EUの森林モニタリング、データ収集、報告システムが一貫したものとなるよう、EUの森林監視、報告、データ収集に関する新たな立法の提案を策定する。その一環として、加盟国当局は、2023年第一四半期までに、分権原則と条約を尊重しつつ、森林と森林関連セクターに関する「森林戦略計画」を策定する。
- ②欧州森林情報システム（FISE）の一部として、コペルニクスの成果やその他のリモートセンシングデータ、地上モニタリングに基づき、森林に対する気候影響とその他の自然又は人為的攪乱に関する既存のモニタリングを強化する。

- ③広範な森林科学パートナーシップの支援を受けつつ、EUの森林に関する定期報告と一般向けサマリーを作成・公表する。
- ④共同研究センターを通じ、欧州森林科学パートナーシップを構築して、リモートセンシングと最新の研究成果に基づき、新たな指標の開発を支援する。

5. 森林に関する知識の向上に向けた強力な研究・イノベーションのアクション

研究とイノベーションは、本戦略の目標を達成するための主要な原動力である。欧州委員会は、Horizon Europe を通じて、EUの森林による、気候中立性、強靭性、生物多様性、持続可能な成長に関する欧州グリーンディールの目標達成への科学に基づく貢献を推進する。森林に関連する研究・イノベーション活動は、「食料、生物多様性、天然資源、農業及び環境」に関するテーマ別研究クラスターを通じて支援される。この研究クラスターは、森林の環境的、社会的、経済的目標の相乗効果を創出するとともに、人間の経済活動を持続可能性に向けた方向に向けるよう促すものである。

研究とイノベーションは、気候変動の条件の下で、持続可能な森林経営の効果を高めることができる。特に、気候変動の影響に関する知識の強化、森林と遺伝資源の多様化への貢献、生物多様性の目標も踏まえた気候変動へ緩和・適応に向けたエビデンスに基づき実行可能なガイダンスが重要である。新たな病害虫に対する総合的なアプローチは、生物による攪乱とリスクを低減することを目指す。健全で場所に適した森林と土壌の回復は、土壌の健全性と食料に関する研究・イノベーションの取組を通じて支援される。天然林・原生林とその生物多様性・気候に対する役割に関する理解の向上も追及される。

森林生態系サービスからの多様な便益とその相互依存性は、学際的・総合的な手法により、さらに研究が進められ、持続可能で多面的機能を有する森林の価値を高め、社会に対するその便益を最大化する。アグロフォレストリーと他の森林外の樹木に対する研究とイノベーションも強化される。

データの有効活用とインフラ、技術及びガバナンスモデルの構築への投資は、林業、地方、そしてバリューチェーン全体におけるデジタルイノベーションの適用を加速する。

EUの協力を強化するため、EUにおける公的研究活動の分散化を克服し、更なる連携を必要とする研究分野での活動を強化するため、林業に関する研究・イノベーションのパートナーシップが提案される。Horizon Europe による 10 億ユーロまでの貢献は、(将来の)「循環生物由来欧州パートナーシップ」への補完的な民間投資と組み合わされて、化石燃料由来の資材・製品を代替する可能性を有する、革新的で資源効率的な生物由来資材・製品(の開発)を促進する。森林関連

のプロジェクトは、森林所有者・経営者の収入を多様化し、森林関連経済の持続可能性と循環性を高めることにつながる。

欧州委員会は、加盟国と連携して、「欧州イノベーションパートナーシップ (AGRI)」における林業の役割を強化する。その目的は、森林関連イノベーションの導入を加速し、持続可能な森林経営の強化に向けた知識交換、協力、教育、訓練、助言を促進し、地方における森林の社会経済的・環境的ポテンシャルを解放することである。

(欧州委員会の取組)

- ①加盟国や関係者と連携しながら、林業と森林関連セクターにおける研究不足の分野と将来の優先事項を明らかにして、研究・イノベーションのアジェンダとして「将来の森林に向けた計画」を策定する
- ②森林土壌のための土壌の健全性に関する研究・イノベーション活動も活用して、社会と協力しつつ、異なる生態的・社会経済的環境を対象に、エビデンスに基づく森林回復戦略の策定と実施を支援する。
- ③林業に関する研究・イノベーションパートナーシップの提案により、主要な戦略的分野における試行と成果の普及を含め、EUにおける協力を強化する。
- ④リスクと強靱性の管理に関する能力を高めるため、Horizon Europe Civil Security for Society プログラムを通じて、森林火災を含む災害リスクを軽減する政策のための補完的な活動を実施する。
- ⑤森林生態系に関する市民科学プログラムを立ち上げ、森林生物多様性のモニタリングに市民と市民社会を参画させる。

6. 包括的で一貫した EU 森林ガバナンスの枠組み

本戦略で示されているように、気候、生物多様性、持続可能なバイオエコノミーなど、森林による欧州グリーンディールへの貢献が幅広くなるほど、EUの森林ガバナンス構造は、EU森林戦略の全ての目標とその相互関係を反映して、より包括的で調和したものとするのが重要となる。異なる政策の調整を確保して、幅広い専門家と関係者の参画により、学際的な交流を促す必要がある。欧州市民の将来の欧州の森林に対する関心の高まりを踏まえれば、ガバナンスの透明性を確保して、欧州委員会と加盟国が、EU森林戦略の目標達成に向けて、どのように支援されているかについて、誰もがフォローできるようにすべきである。

このような考え方にに基づき、欧州委員会は、EU森林ガバナンスシステムを立ち上げて、持続可能で炭素中立的な欧州経済が森林に求める異なる機能の間での政策の一貫性と相互作用を推進するとともに、加盟国、森林所有者・経営者、産業界、アカデミア、市民社会が森林政策を議論するための包括的な場を、組織の重複

を避けながら、設定する。

加盟国との対話に関して、欧州委員会は、現行の「林業委員会」と「森林・自然に関するワーキンググループ」での経験と協力を踏まえ、この2つのグループを一つの専門家グループに統合する。新たなグループのマネートは、EU森林戦略における全ての環境的、社会経済的目標に関連する事項とし、メンバーは、各加盟国の異なる府省から複数の代表が構成員となれるようにする。組織の追加を避けるため、欧州委員会は、加盟国とともに、現行の林業委員会の手続き規則を改訂するか、必要に応じて、他の方法を執る。また、森林関連産業とセクター関連事項の専門家グループとの間での相乗効果を強化する。

市民社会、森林所有者・経営者、産業、アカデミックとの連携については、欧州委員会は、同様のアプローチにより、既存の「森林とコルクに関する市民対話グループ」と「森林と自然に関するワーキンググループ」の経験を活用して、新たな使命とより幅広いメンバーで、新たなEU森林戦略の実施に焦点を当てたグループを設立する。

欧州委員会は、二つのグループの共同会合を、少なくとも年2回開催して、議論の透明性を確保する。欧州委員会は、また、加盟国に対して、欧州の国別・地域別森林政策について議論・普及するため、幅広いマルチステークホルダー対話のプラットフォームを立ち上げる。

このようなガバナンス構造の強化は、欧州グリーンディールとEU森林戦略の精神を踏まえつつ、地域開発、持続可能な森林バイオエコノミー、EUの気候と生物多様性に関する目標の間における対話を強化し、縦割りを排除し、相乗効果を反映することを可能とする。

欧州委員会は、現行CAPの下で「Farm Advisory」と同等の組織として、各加盟国における「森林助言サービス」の設置を推進する。

7. 既存EU法規範の実施・執行強化

EUの森林と森林経営に関する法規範の実施と執行は、更に強化される必要がある。「生息地指令」と「鳥類指令」は、森林における生物生息地と森林に関連する動植物の保全を定めるものである。「環境責任指令」は、森林生息地に対して、保護と環境被害の修復を求めるものである。「環境犯罪指令」は、保護された森林に被害を与える行為を犯罪とするものである。欧州委員会は、欧州グリーンディールの一環として、後者の強化のための見直しを提案する。「戦略的影響評価指令」と「環境影響評価指令」は、森林の計画、プログラム、プロジェクトにも関連している。「環境情報への公共アクセスに関する指令」は、森林経営計画を含む環境情報を（市民に）入手可能とするものである。

「EU木材規則」は、欧州への違法木材の持ち込みを禁止し、EU市場に木材・

木材製品を持ち込む事業者に対する義務を定めている。欧州委員会は、本規則と「森林法執行ガバナンスと貿易に関する規則」に関する見直し手続きを終えようとしているところであり、2021年後半には、その結果と森林破壊・劣化に対する改善策を提示する予定である。

違法伐採は、天然林・原生林、又は被害からの回復が期待できないために非常に小面積で残された森林生息地において、特に懸念がある。現行法規範の執行が不十分であると、森林の破壊や森林保全状況の改善不足がもたらされる可能性がある。欧州委員会は、国レベルでの法執行の強化に向けて努力する。そのために、個別の加盟国当局との対話を強化し、加盟国と欧州の環境関連機関、捜査機関、警察、検察、裁判所のネットワークと密接に連携し、これまでの協力により形成されてきた指針を活用し、違反手続きの活用を含めた執行を強化する。欧州委員会は、「生息地指令」、「鳥類指令」、「戦略的環境影響評価指令」、「EU 木材規則」及び「環境情報への公共アクセスに関する指令」に反する林業行為に関連する違反にも、オープンである。

欧州委員会は、加盟国における地理空間情報の活用を促進する。EU レベルでは、環境関連の法執行のために、自らの地理空間情報の活用能力を高める。また、「生息地指令」における種の保存や Natura2000 サイトにおける保護関連規則などの森林に関連する規則の解釈や、森林への自然保護法制の適用に関するガイダンスを提供する。欧州委員会は、また、加盟国の当局に対して、「TAIEX EIR peer-to-peer プログラム」や「技術支援文書」などの技術的支援を活用するように促して、加盟国による改革の企画と実施を支援する。

環境犯罪との戦いは、ユーロポールの「深刻な組織犯罪脅威評価 (SOCTA)」の最新版報告書と新たな欧州戦略でも優先事項とされており、2021~2025 年には組織犯罪に取り組むこととなっている。

違法伐採については、EU 木材規則 (EUTR) に違反して木材製品が持ち込まれる事案が報告されており、加盟国において、モニタリングと執行を強化する必要がある。そのためには、認証スキームから提示された情報が、事業者に対して、EUTR への遵守に必要な情報となっているかどうかについて、確認する必要がある。

更に、欧州委員会は、第三者認証が、信頼性、棟目性、独立性の基準を満たすかどうかに関する最低限の基準を設定することが適切であるかについて、分析を行う。

更に、欧州委員会は、法執行の番人としての市民社会の役割を支援し、加盟国と連携して、個人や NGO が環境案件の裁判にアクセスできるように改善を進める。「Aarhus 規則」の見直しは、EU の意志決定における市民社会の役割を強化するであろう。

8. 結論

森林と森林関連セクターは、欧州が近代的、気候中立的、資源効率的で競争力のある経済に移行していくために、不可欠な要素の一つである。本戦略における約束と行動は、健全に成長する多様かつ強靱な欧州の森林を実現し、気候と生物多様性に関する目標の達成に貢献し、地方の発展をもたらす、持続可能な森林バイオエコノミーを実現するものである。本戦略に示されたモニタリングや分権的な計画・経営への戦略的アプローチは、分権制の原則と加盟国の能力を踏まえ、森林が多面的な役割を果たすことを確実なものとする。本戦略は、森林、林業者、森林に基づくバリューチェーン全体が、欧州グリーンディールの目的に中心的な役割を果たすことを認識し、戦略の実施は、強力で包括的なガバナンスの枠組みによって支えられる。この枠組みは、全ての関係者の参画により、EUの森林の未来を形作るものである。欧州委員会は、本戦略が、欧州グリーンディールや「Fit for 55」の政策パッケージの一部を成す提案を含め、他の政策イニシアティブと一貫性を保ちながら実施されることを確実にする。

欧州委員会は、全ての関係者に、EUの森林の将来に関する幅広い議論に参画することを促す。市民とコミュニティは、2030年までに少なくとも30億本の追加的な植樹を行う目標の実施に向けて、積極的に参加するよう促される。欧州委員会は、欧州議会と欧州理事会に対して、本戦略をエンドースすることを求める。本戦略の政治的オーナーシップを確保するため、欧州委員会は、欧州理事会と欧州議会に、standing progress pointを提案する（※意味不明）。欧州委員会は、2025年までに本戦略のレビューを行い、その進捗状況と目標達成に向けた更なる活動が必要であるかについて、評価を行う。

(以上)

(附属文書) 2030年までに30億本の植樹を行う約束の実施に関する欧州委員会の行動に関するロードマップ

- (目標1) 2022年第一四半期までに、現在、「森林と自然に関するワーキンググループ」で策定中の生物多様性に配慮した新規植林・再植林のガイドラインを策定する。同ガイドラインでは、アグロフォレストリーと都市の樹木についても取り扱う。
- (目標2) 参加したい者のためのツールキット（ラベル、証明書のモデル、名誉表彰の雛形など）を提供する。欧州委員会は、目標に関するブランディングも行う（ビジュアルなロゴ、SNSでのハッシュタグ、スローガンなど）。
- (目標3) 2021年森林戦略の採択時に、環境総局のウェブサイトに、30億本植樹目標に関する専用ウェブサイトを立ち上げる。プレス向けの素材を準備するとともに、SNSでのプレゼンスを確保する。参加者やパートナーに対して、自主的なコミュニケーションのためのツールキットを提供する。
- (目標4) 2022年第一四半期までに、樹木のモニタリングプラットフォームを立ち上げる。欧州森林情報システムからも利用可能にする。植栽記録を提出するフォームへのリンクも設定する。
- (目標5) 2022年第一四半期までに、EU樹木カウンターを開発する。これにより、2020年5月以降に追加的に植栽された樹木の本数を推測する。他の既存カウントシステムとも連携を図り、生態系原則と追加性原則に基づいて植栽された樹木のみをカウントする。
- (目標6) EUにおける既存の全ての植樹活動の概要とそれらにおける植栽本数のカウントを含む枠組みの条件をとりまとめる調査活動を立ち上げ、2022年第一四半期までに政策要旨をとりまとめ、2022年第二四半期までに結果を提示する。
- (目標7) 2022年第一四半期までに、関係者のリストをとりまとめ、ガイドラインやロゴを公表次第、全ての関係者による会議・会合を開催する。

(以上)